

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震不適	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	完了	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容								
													R2	3	4	5	6	7	8	
301	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園	H4					③現状維持		市内全域からの利用が見込まれる拠点公園であり、市民の憩いの場として遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、子育て環境の向上に努める。									
302	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（非木造）	S50		○			⑫検討		改修内容の精査と検証を進める。	改修内容の精査と検証	←→							
												方針決定			●					
303	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（木造）	H3					⑫検討		改修内容の精査と検証を進める。	改修内容の精査と検証	←→							
												方針決定			●					
304	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園公衆便所	S50		○			⑫検討 ↓ ①建替え		経年劣化により改修が必要な状況であることから、建替えを行う。	改修内容の精査と検証	←→							
												方針決定			●					
												実施設計			●					
												建替工事			●					
305	16 公園	児童公園	城山児童公園	S50					③現状維持											
306	16 公園	児童公園	上片町児童公園	S41					③現状維持											
307	16 公園	児童公園	緑町児童公園	S61					③現状維持											
308	16 公園	児童公園	田端町児童公園	H1					③現状維持											
309	16 公園	児童公園	十文字児童遊園地	S58					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園であり、指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	→							

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したものの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したものの。

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震不適合理	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	完了	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	
310	16 公園	児童公園	荒島児童遊園地	S47					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
311	16 公園	児童公園	荒屋児童遊園地	S46					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
312	16 公園	児童公園	上鍛冶屋児童遊園地	S58					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
313	16 公園	児童公園	馬場児童遊園地	S49					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
314	16 公園	児童公園	大津第一児童遊園地	S47					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
315	16 公園	児童公園	貝附第一児童遊園地	S49					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
316	16 公園	児童公園	金屋第一児童遊園地	S46					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
317	16 公園	児童公園	坂町児童遊園地	H14					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
318	16 公園	児童公園	下鍛冶屋児童遊園地	S46					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
319	16 公園	児童公園	田島児童遊園地	S46					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震不適合理	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	完了	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	
320	16 公園	児童公園	田屋児童遊園地	S50					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
321	16 公園	児童公園	鳥屋第一児童遊園地	S51					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
322	16 公園	児童公園	鳥屋第二児童遊園地	S51					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
323	16 公園	児童公園	中野児童遊園地	S47					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
324	16 公園	児童公園	梨木児童遊園地	S47					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
325	16 公園	児童公園	名割児童遊園地	S30					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
326	16 公園	児童公園	花立第一児童遊園地	S61					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
327	16 公園	児童公園	羽ヶ榎児童遊園地	S62					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
328	16 公園	児童公園	春木山児童遊園地	S46					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
329	16 公園	児童公園	藤沢児童遊園地	S46					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震不適合理	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	完了	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	
330	16 公園	児童公園	松山児童遊園地	-					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
331	16 公園	児童公園	山口第二児童遊園地	S40					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
332	16 公園	児童公園	飯岡児童公園	H4					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
333	16 公園	児童公園	今宿児童遊園	H4					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
334	16 公園	児童公園	河内児童公園	S62					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
335	16 公園	児童公園	川部児童公園	S62					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
336	16 公園	児童公園	北新保児童公園	H1	□				③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
337	16 公園	児童公園	里本庄児童公園	S57					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
338	16 公園	児童公園	殿岡児童公園	H29					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						
339	16 公園	児童公園	長松児童公園	H28					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整	●	→						

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震不適	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	完了	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	
340	16 公園	児童公園	福田児童公園	H2					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
341	16 公園	児童公園	南大平児童公園	S61					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
342	16 公園	児童公園	南田中児童公園	H3					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
343	16 公園	児童公園	宿田児童公園	H2					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
344	16 公園	児童公園	山田児童遊園	H3					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
345	16 公園	児童公園	指合児童公園	S57					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
346	16 公園	児童公園	赤松児童公園	H23					③現状維持		利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
		児童公園の数	46																	

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したものの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したものの。